

物品販売細則

第 1 条(目的)

この細則は、ネットストック取引規程(以下「規程」という。)第 32 条の施行に関し、当社が行う物品販売業務に必要な事項を定めるものです。

第 2 条(物品販売)

当社は、物品販売契約の締結、ご購入代金の領収、その他それらに付随する業務を行います。

前項に定める業務の範囲は、お客様にご購入申し込まれた時点から指定する物品配達業者へ委託するまでの間とします。

第 3 条(契約者)

ネットストックにおいて物品の購入契約いただけるのは、お客様本人のみとします。

第 4 条(契約の締結)

お客様よりいただいたご購入申込は、お客様がご購入申込を入力され、その入力内容を当社が受信した時点で、ご購入申込契約の締結とさせていただきます。

第 5 条(購入代金の領収)

ご購入契約者は、当社が定める方法及び期日にご購入代金をお客様より領収させていただきます。

第 6 条(契約の解除)

ご購入代金のお支払方法がネットストック口座現金残高より引落しの場合でかつ、次の各項のいずれか 1 つにでも該当する場合、当社は第 4 条の細則に関わらずご購入契約を無効とする事が出来るものとします。

- (1) ネットストック取引規程第 12 条第 1 項及び第 2 項に該当する場合。
- (2) 当社が、お客様ネットストック口座において信用取引担保状況を考慮しご購入代金を現金保証金から引出せないと判断した場合。

第 7 条(返品・交換)

お客様は、ネットストックにおいてご購入された物品を、当社が指定する条件を満たす場合、当社指定の方法により返品あるいは交換することが出来ます。

第 8 条(適用除外)

規程のうち次の各号に掲げる規定は適用しません。

- (1)第3条(ネットストックのサービス内容)
- (2)第4条(サービスの利用)第5項
- (3)第6条(取引の名義)第1項第2号後段
- (4)第7条(株式等振替制度)
- (5)第10条(取引手数料)および第11条(取扱銘柄)
- (6)第12条(完全前受制)第3項および第4項
- (7)第13条(入金および出金)第2項
- (8)第14条(入庫および出庫)、第15条(数量の範囲)、第16条(有効期限) および第17条(取消・変更)
- (9)第18条(注文の受付)
- (10)第19条(執行)
- (11)第20条(注文・約定の照会)
- (12)第22条(システムの障害)
- (13)第23条の2(金融商品取引所等による約定取消について)
- (14)第26条(口座の解約)第2項および第3項

第9条(読み替える規定)

規程のうち次の各号に掲げる規定は、以下の通り読み替えて適用するものとします。

- (1)第1条(規程の趣旨)から第20条(注文・約定の照会)の規定中、「取引注文」とあるのは「購入申込」
- (2)第9条(取引の種類)の規定中、「商品および取引の種類」とあるのは、「物品及びご購入申込方法」
- (3)第12条(完全前受制)の規定中、「買注文を出す」とあるのは、「物品の購入申込を行う」、「受渡日」とあるのは「物品のご購入代金支払日」

以上

平成21年1月